

2021年8月24日

東日本高速道路株式会社 関東支社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社 東京支社
中日本高速道路株式会社 八王子支社

不正通行(ETCレーン強行突破など)を繰り返していた者の送致について
～不正通行には毅然と対応します～

8月23日、E1 東名高速道路などのETCレーンにおいて、強行突破などを繰り返していた者を、道路整備特別措置法違反の容疑で送致したとの連絡が警視庁からありました。

今回の送致は、ETCレーンを強行突破するなど道路会社が定める通行方法に従わない走行を繰り返したため、東日本高速道路株式会社関東支社、首都高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社東京支社、八王子支社(以下「道路会社」)が合同で警視庁に通報したことがきっかけとなり、送致に至ったものです。

道路会社では、これまでも有料道路事業に対するお客さまの信頼を損ねることがないように、不正通行監視カメラ設置などの対策に取り組んでまいりましたが、今般、容疑者が送致されたことは、料金負担の公平性の確保及び不正通行の抑止につながるものと考えています。

なお、本件容疑者による不正通行については、通行料金の確認をおこない、不法に免れた通行料金に加え割増金(免れた通行料金の2倍)を請求します。

今後も不正通行に対し、毅然とした態度で臨むとともに、警察の捜査に積極的に協力し、不正通行対策に取り組んでまいります。